

局所吸収指針の一部改訂(案)

(1) 適用範囲

本指針は、周波数100kHz以上6GHz以下に適用する。局所吸収指針の主な対象は、携帯電話端末等の小型無線機であり、電磁放射に寄与するアンテナや筐体が人体に極めて近接して使用される場合を想定している。

具体的には、本指針（局所吸収指針）は、電磁放射源（主にアンテナ）や放射に関わる金属（筐体等）と人体との距離が20cm以内の場合に適用される。また、それ以外の距離においても、電磁界強度指針、補助指針又は局所吸収指針のいずれか1つを満たせば基礎指針を満たしていると判断できる。ただし、周波数が300MHz以上300GHz未満であって、10cm以上20cm以内の距離における電磁界強度指針及び補助指針の適用は排除されない。

なお、空中線電力の平均電力が20mW以下の無線設備については、仮に無線設備の全出力が身体のごく一部の組織に吸収される場合でも、電波防護指針を満たしており、評価の必要性はないものと考えられる。また、管理環境においては、同100mW以下の無線設備については評価の必要性がないものと考えられる。

(2) 管理環境

次の要件を全て満たすこと。

- <1> 全身平均SARの任意の6分間平均値が、0.4W/kg以下であること。
- <2> 任意の組織10g当たりの局所SAR（6分間平均値）が10W/kg（四肢では20W/kg）を超えないこと。

- <3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHzから100MHzまでの周波数においては接触電流が100mA以下（平均時間6分間）であること。

ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。

なお、周波数100MHz以上の無線設備については、評価を行う必要はない。

(3) 一般環境

次の要件を全て満たすこと。

- <1> 全身平均SARの任意の6分間平均値が、0.08W/kg以下であること。
- <2> 任意の組織10g当たりの局所SAR（6分間平均値）が2W/kg（四肢では4W/kg）を超えないこと。

- <3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHzから100MHzまでの周波数においては接触電流が45mA以下（平均時間6分間）であること。

ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。

なお、周波数100MHz以上の無線設備については、評価を行う必要はない。

局所吸収指針(概要)

適用範囲： 周波数100kHz以上 6 GHz以下。

対象： 身体に近接して(20cm以内で)使用する小型無線機等。

	管理環境	一般環境
全身平均SAR	0.4W/kg	0.08W/kg
局所SAR	任意の組織10g 当たり 10W/kg 20W/kg (四肢)	任意の組織 10g 当たり 2W/kg 4W/kg (四肢)
接触電流	接触ハザードが防止されていない場合 100kHzから100MHzまでの周波数 100mA	接触ハザードが防止されていない場合 100kHzから100MHzまでの周波数 45mA

(任意の6分間平均値)

※ 接触電流に関して、指針値に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その周波数成分の指針値に対する割合での自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。